

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への

付託につき韓国政府に申入れについて

情 報 文 化 局

情報

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に関し、韓国側はわが方の過去数次にわたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国側の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至つては、同島に警備員を常駐せしめるとともに、韓国の標識を建設し、

また證台を設置してこれを関係国政府に通報する等既成事実をつくり、実力による支配を確立せんとしている。

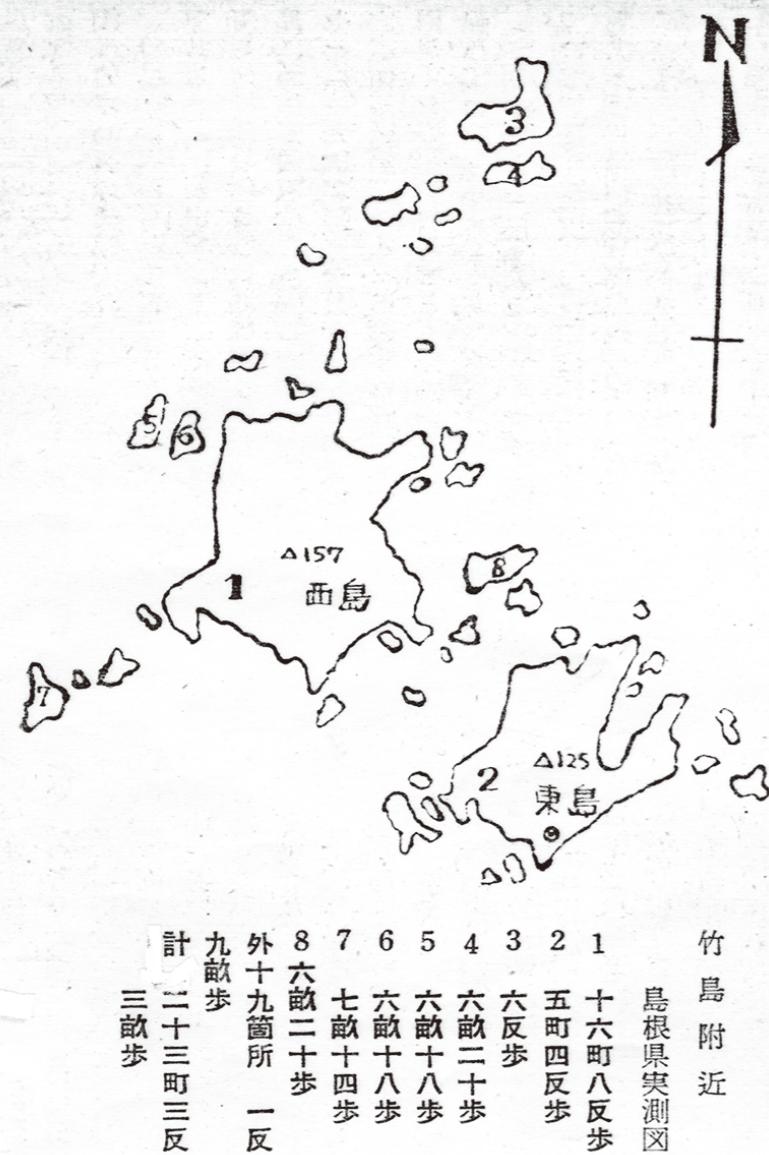
事情かくの如き次第であるので、今後この紛争につき両国間の直接交渉を継続しても、その解決は極めて困難と認められるのみならず、第三国による斡旋も問題の性質上期待をかけ難いものと考えられる。

よつて、本件紛争の最終的且つ平和的解決を図るため、今回九月二十五日付在京韓国代表部に対する口上書をもつて、別紙(一)のとおり、両国政府の合意により問題を国際司法裁判所に付託することをわが方より提議した。

て紛争の発生を防止するための具体的措置について韓国政府と協議する用意のあることをも併せて申入れた。なお、戦後における竹島問題の経緯は別紙(1)のごとくであり、また、韓国側の主張に対しわが方が竹島領有の根拠として示した歴史的及び国際法上の見解(昭和二

十九年二月十日付在京韓國代表部あて口上書
の附屬は別紙のとおりである。

の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯同島周辺の日本国領海内における漁獵並びに同島にお



65 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

四 裁判所の判決のあるまでの期間、両国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よつて、外務省は、日本国政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について、大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同国政府の見解を同省に通報せらることを要請する。

67 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

竹島問題の経緯

(1) 竹島問題の発端

竹島は史実からみて古来日本國領土の一部であることは明白であり、國際法上もこれに何らの疑念をはさむ余地は存しない。この竹島に韓國が領有権を主張したのは、昭和二十七年（一九五二年）一月十八日、李承晚韓國大統領が所謂李ラインに關する宣言を行い、同ラインの中に竹島をとり込んだことに端を発している。

日本政府は直ちに、との李ラインの設定について抗議したが、その際竹島についても、韓國がこれに領有権を主張しているかのように見えるが韓國のかかる僭称または要求を認めるものではない旨明らかにした。これに対して韓國側は二月十二日、終戦後連合國軍最高司令官の覚書により総司令官が竹島を日本領有から明白に排除したと断じ、また、所謂マツカーサー・ライン外に同島が置かれた事実を指摘して、これらの事実は同島に対する韓國の要求に同意し、これを確認するものであると主張して来た。

しかしこれらの総司令官の覚書にはこれら

反駁するとともに、竹島はあらゆる角度からみて完全な日本國領土である旨を重ねて詳細申入れた。

しかしに韓國側はみぎに対し何ら応答しないばかりでなく、本年五、六月にも韓國漁民の竹島侵犯は累次繰返され、七月以降遂に同島に警備員を常駐せしめ、八月初めにはこれに燈台を設置するなど、實力を行使して同島を不法占拠するに至つた。

竹島に関する一九五三年九月九日付韓國政府の見解に対する日本国政府の反駁

一、日本国政府は、本件に関する韓國政府の見解について慎重に検討した。日本国政府は、韓國側がその主張を各種の資料に基き立証しようと試みていることに対するは、これを歓迎するものである。日韓両国がかかる立場に立つて、本問題を虚心に検討するならば、その結論はおのずから明白となるであろう。

二、しかしながら、韓國側がその主張の根拠として挙げているところは、遺憾ながら右の立場に徹しているとはいえない。文献や事実の引用は不正確であり、またこれに対する解釋も誤解にみちていて、韓國側主張の裏付となるものではない。その主要なものを挙げれ

權の最終的決定に關する連合國の政策の表明ではないことをはつきり断つてゐるのであつて、これによつても韓國側の主張にはなんらの根拠がないことは明らかであるので、わが方は右の点を同年四月二十五日に指摘してその主張を反駁した。

(2) 平和条約の発効と韓國側の不法行為

(1) 同年四月二十八日平和条約が発効したことにより、竹島にはわが国の行政權も再び及ぶことになった。しかし同年七月二十六日日米行政協定に基き在日米軍の演習場としてこれを提供したので、日本漁民が同島を實際には使用できなかつた。右演習場指定は翌三十八年（一九五三年）三月十九日解除された。

(2) しかるに、右指定解除後の五月二十八日、島根県の水産試験船が竹島附近に赴いたところ、韓國漁民約三十名が竹島に不法上陸しているのを発見し、韓國がなお、わが国の領有権を無視していることが明らかになつた。

(3) かかる韓國漁民の竹島上陸及び同島附近に於ける漁業從事に対して、わが方は海上保安庁巡視船を隨時同島に派遣して取締りに當るとともに、韓國政府に対し

てはその都度文書をもつて厳重抗議し、不法行為の防止方を要求したが、韓國側は些かもこれに応じなかつた。昨年中海上保安庁巡視船が十数回にわたり同島に赴いたところ韓國側の侵犯の事実が少なからず確認され、この間昨年七月十二日には韓國警察官の不法なる銃撃を船体に蒙る事件が發生した。またわが方は、過去四回にわたつて竹島に竹島が日本領なる旨の標柱を樹てたが、いずれも韓國側によつて撤去されてしまつた。

この間わが方は、竹島領有に關する韓國側の誤解をただすため、歴史的にも國際法上も竹島が日本國領土なる所以について詳細説明した文書を昨年九月十三日付で在京韓國代表部を通じて韓國政府に送つたところ、韓國政府はこれに対し九月九日付で長文の反駁を提示し、その竹島領有の根拠として各種の資料を挙げて來た。

しかしながら先方の主張はすべて歴史的文章の誤解、歪曲あるいは國際法に対する充分な認識の欠如に基くものであり、何等韓國領有の正当性を裏付けるものでなかつた。わが方は本年二月十日、韓國側主張の根拠を一々挙げて來た。

しかしながら先方の主張はすべて歴史的文章の誤解、歪曲あるいは國際法に対する充分な認識の欠如に基くものであり、何等韓國領有の正当性を裏付けるものでなかつた。わが方は本年二月十日、韓國側主張の根拠を一々挙げて來た。

頭山根歷々可見 地広土肥 以其產竹
故謂竹島 以有三峯故謂三峯島 至於
于山、羽陵、蔚尉、武陵、磯竹皆音訛
而然也」

なお韓國側は、竹島が「独島」の名によつて、韓国人の間に知られていたとも稱しているが、韓國の古文献、古地図について見ても、右に關する事例を見出すことはできない。

(2) 韓國側は『肅宗実錄』によると、一六九六年（元祿九年）に安龍福等が鬱陵島及び獨島（竹島）に赴き、「これら二島が朝鮮に屬することを告げて、これら二島に接近しないよう日本船に強く警告した」と述べ、さらにこれによつて「この

朝鮮人は、朝鮮の版図の不可分の一部である鬱陵島及び獨島の水域を日本國民が侵犯しないよう護つた」と称している。しかし『肅宗実錄』の右記事は、帰國後備辺司に取調を受けた際の彼の供述によつたものであり、その内容には虚偽が多い。彼は鬱陵島において日本漁船にあい鬱陵島及び獨島に近接しないよう警告したと述べているがこの年に日本漁民は鬱陵島に渡航していない。当時の朝鮮國政

府は、彼を不法出国の廉により逮捕し、流刑に処しているのであつて、この事実よりするも安龍福事件に関する韓国側の主張が根拠あるものではないことが、了解されるであろう。

(3) 韓国側は、竹島が朝鮮によつて所有され、有効的に經營されていた証拠であるとして、(a)一九〇六年に鬱陵島郡守沈興沢は「本郡に所屬する島である独島」と報告している。(b)中井養三郎は竹島を朝鮮の領土の一部と信じて、日本農商務省に対し当時の朝鮮政府から同島を借りる許可をうるよう申請した。(c)樋畑雪湖はその論文で、竹島が朝鮮領土の最東境であると述べている。(d)『朝鮮沿岸水路誌』では、竹島を鬱陵島の附屬島とみなしている。(e)一九〇四年十一月軍艦対馬は、鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事していると報告している。(f)日本国民が調査した朝鮮漁業の「調査」において、竹島は朝鮮に属する島として言及している。等のことを挙げている。しかし右はいずれも文献や事実の引用が不正確であつて、韓国側主張の根拠となるものではない。

あるので、『本州沿岸水路誌』第二卷第二編本州北西岸南西部の項でも、竹島を「隱岐列島及び竹島」として載せておるわけであり、水路部が竹島を鬱陵島の附属島として扱つてゐるものではないことは明らかである。

(e) については、『朝鮮沿岸水路誌』によれば、軍艦対馬の報じてゐるのは竹島の「東方島ニ漁夫用ノ菰葦小屋アリシモ風浪ノ為甚シク破壊シアリト謂フ」との一项だけである。韓国側の引用している鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事しているとの記事は、水路誌の編者が伝聞によつて記した後年の竹島事情であつて、軍艦対馬の報告ではない。しかも原文には「鬱陵島ヨリ渡来スルモノ」とあつて、韓国側の指摘するように「鬱陵島の住民」とは書いてない。右記事は後年鬱陵島を根拠にアワビ、ワカメ等の採取に竹島に出かけた日本人及びそれに雇われた朝鮮人をさすものと思われる。

(f) については書名が明示されていないが、おそらく右は隆熙四年(明治四三、一九一〇)五月発行の韓國農商工部水產

(a) については、正しい原文が示されていないので意見を述べることはできない。もつともこの年の三月、島根県事務官神田由太郎以下四十数名のものが、その前年島根県に編入された竹島の実地調査を行なし、その帰途鬱陵島に寄港して郡守沈興沢に面会している。その際神田は竹島で捕獲した海驥一頭を郡守におくつたがこれに対する郡守は遠來の勞を謝し、贈物に対して謝辞を述べている。もしも郡守が當時竹島を鬱陵島に所屬する島として取り扱つていたならば、当然かかる応接振りはなかつたはずであろう。

(b) については、韓国側は、一九二三年(大正一二)六月発行(韓国側は七月と称している)の島根県教育会編さん『島根県誌』によつたものであろうが、同書には中井は竹島の「領土編入並びに貸下願を内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県庁の意見を徵し閣議にて領土編入に決した」とあつて、韓国側の指摘するように、当時の朝鮮政府から同島を借りる許可を得るよう日本農商務省に申請したとは書いてない。もつとも、同書にも、中井は竹島を「朝鮮領土なりと思

考し、上京して農商務省に説き同政府に貸下の請願を為さんとせり」との一節はある。しかし、中井が隱岐島庁に差出した竹島に関する説明によれば、中井はつとに今日の竹島を日本人が認知し、經營していたことを信じていたのであつて、右「朝鮮領土なりと思考し」云々の記事は編者の誤解に基くものといえる。

(c) については、この論文の発表された一九三〇年(昭和五)には、竹島は島根県に所屬しており、朝鮮の江原道の管轄下になかつたから、明らかに筆者の誤りである。筆者がこの誤りをおかしたのはこの論文に引用している文献の取扱によつても知られるように、筆者は古く竹島といわれていたのは鬱陵島であり今日の竹島でないことについての認識のなかつたことに起因している。

(d) については、本来、水路誌は使用者の便宜のために編さんされているものであり、島の帰属とは関係はない。たまたま、竹島が鬱陵島附近を航行する際に關係ある島なので、それを鬱陵島の項において併記したにすぎない。同時に竹島は隱岐列島附近を航行する場合にも關係がある。

はなんらの関係もない。

(4) 韓国側は、一九〇四年(明治三七)二月二十三日の日韓議定書と八月二十二日の日韓協約によつて、日本は「韓国政府に対する数名の日本人外交顧問の勤務を保証」させ、且つ戦略的見地から必要とあれば朝鮮の領土のいかなる部分をも占領することができた」と述べている。別個のものである。

しかし前者の「日本人外交顧問うんぬん」は、日韓協約第二項によると「韓国政府は日本政府の推薦する外国人一名を外交顧問として外部に傭聘し」とあつて実際に傭聘されたのも、米人ステーヴンスであった。また後者についてもその引用が正確でない上に、この規定は元來日露戦争に際して韓国の領土保全の目的を達成するため、必要に応じて軍略上必要な地点を一時的に使用することを取極めたものにすぎず、竹島の邦領編入措置と

さらに残りの南西諸島及び嫗婦岩の南方諸島、沖の島島南島島に対しても日本に「残存主權」のあることが明らかにされている。同じく前記SCAPINによつて行政権の停止された齒舞群島についても、日本が平和条約に基いて権利権限及び請求権を放棄すべき「千島列島」の中には包含されていないとの見解が、サンフランシスコ会議においてダレス米全権によつて明らかにされている。

71 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

三、つぎに近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(1)国家としての領有の意思、(2)その意思の公示、(3)適当な支配権力の確立である。

しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあつては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であつたと認められる。

竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に對して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されたとともに同島において漁獵も行っていた。右にする文献としては、

寛文七年（一六六七）の出雲藩士斎藤某編『隱州視聽合紀』

延宝九年（天和元年）一六八一の大谷九右衛門賜信手記

が竹島を実地に調査し、また三十八年五月十七日には、隱岐島の上申に基き、竹島の面積が官有地として土地台帳に掲載された。

一方竹島のアシカ漁業については、明治三十九年四月十四日島根県令第十八号をもつて「漁業取締規則」を改正して許可制とするとともに、同年六月五日には、中井等四名に対し正式の免許を与えた。その後その事業に消長はあつたが昭和十六年戦争によつて中止するまで事業は続けられ、免許者からは毎年土地使用料が國庫に納入されていた。その間数次にわたり、竹島の漁業に関する漁業規則は改正された。

昭和十五年（一九四〇）八月十七日、竹島は舞鶴鎮守府に海軍財産として引継がれたが右海軍用地は當時アシカ漁業権を有していた八幡長四郎にその使用が許されその際鎮守府司令長官は、同島使用心得を書いた命令書を交付した。

以上の事実は、日本が竹島に対し継続的に支配権行使したこと意するものであつてこれらより見て、近代国際法から見ても日本の竹島領有の要件は完全に具備されているといえる。

五、韓国側は最近でこそ竹島の領有を問題と

以上の事実は、実際上の措置から見ても、総司令部覚書と平和条約との間には関係がないことを明らかにしている。

三、つぎに近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(1)国家としての領有の意思、(2)その意思の公示、(3)適当な支配権力の確立である。

しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあつては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であつたと認められる。

竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に對して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されたとともに同島において漁獵も行っていた。右にする文献としては、

寛文七年（一六六七）の出雲藩士斎藤某編『隱州視聽合紀』

延宝九年（天和元年）一六八一の大谷九右衛門賜信手記

等をはじめ、江戸時代中期以降の古地図に、その例はきわめて多い。ことに池田家旧蔵『竹島図』は幕府の命令によつて調整し、提出されたものの控であつて、公的性質を持つものであり、その内容も今日の竹島について当時きわめて正確な地理的知識のあつたことを伝えている。

これに反して今回韓国側が挙げているところによるも、韓国において竹島を古く認知しこれを利用していたことを確認することはできない。

これを歴史的事実について見ても、李朝初期以来、長期にわたつて鬱陵島に對し「空島」として是を記載する。この地方庁による告示は、當時日本が先占の際に慣行した告示方法であつて、国際法上の公示の要件を満たしている。

寛保元年（一七四一）の大谷九右衛門勝房より長崎奉行所あて口上書

享保年中（一七二〇年代）の鳥取藩主池田家旧蔵『竹島図』

安永四年（一七七五）の長久保赤水の「日本輿地路程全圖」

等をはじめ、江戸時代中期以降の古地図に、その例はきわめて多い。ことに池田家旧蔵『竹島図』は幕府の命令によつて調整し、提出されたものの控であつて、公的性質を持つものであり、その内容も今日の竹島について当時きわめて正確な地理的知識のあつたことを伝えている。

これに反して今回韓国側が挙げているところによるも、韓国において竹島を古く認知しこれを利用していたことを確認することはできない。

これを歴史的事実について見ても、李朝初期以来、長期にわたつて鬱陵島に對し「空島」として是を記載する。この地方庁による告示は、當時日本が先占の際に慣行した告示方法であつて、国際法上の公示の要件を満たしている。

以上のはか正式の領有が成立するためには適当な支配権力の確立を必要とするが、これについては、明治三十八年（一九〇五）八月には島根県知事松永武吉が、また翌年三月には島根県第三部長神田由太郎の一行四十数名

た国際法上の領土取得の要件から見るも竹島の日本領有は、疑問の余地はない。

西独経済復興の原因

措置について

西ドイツの輸出振興

措置について

米中間選挙予選の現況

措置について

歐州支払同盟の更新

措置について

中共一ソ連の

潜在的競争者

東南アジア各国に対する

国連拡大技術援助計画の

実績と新規計画

六、これを要するに、韓国側の説明によるもまたわれわれの調査によるも、韓国側が古く竹島を領有し、これを有効に經營していたことを証明する証拠は見出されない。

これに反して、歴史的事実から見るも、ま